

## 議案第70号

### 湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年11月27日提出

湯河原町長 内藤 喜文

#### (提案理由)

人事院勧告に基づき、一般職職員の給与改定を行うことを踏まえ、特別職職員の給与改定を行うため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和34年湯河原町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文  
 ○湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>(期末手当)            第3条 (略)            2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。            (1) (略)                         (4) (略)            3 (略)            4 (略)</p>	<p>(期末手当)            第3条 (略)            2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。            (1) (略)                         (4) (略)            3 (略)            4 (略)            附 則            この条例は、公布の日から施行する。(略)</p>	

## ○湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>(期末手当) 第3条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>┆</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第3条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>┆</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。</p>	